

(4) 廃棄物会計基準案試行モデル運用後の意見交換会

(3)の意見交換会で提示された意見等を環境省委員会にて諮った上で、さらに修正を加えた廃棄物会計基準案にモデル自治体が収集したデータを入力し、原価計算、行政コスト計算書、貸借対照表(B/S)の各結果を得た。

平成18年2月28日に再度、三重県ならびにモデル自治体の担当者が集合し、結果(暫定版)を基に意見交換を行った。

当日の主な意見は以下のようなものであり、入力方法に関する細かい疑問点等は既に解消されており、廃棄物会計基準の在り方やその活用方策(可能性)に関する質問が多く提示された。

<データ収集・入力について>

- ・ 施設、装置などの区別が分かりにくい。税務上の区別は明確であろうが、焼却炉を施設という人もいる。入力するのに、ある程度の専門知識が要求され、誰でも扱えるというものではないのではないか。
- ・ 追加工事については、建設費しか入力できないが、内訳を入力するべきではないか。
- ・ 補助事業の対象や補助額は簡単には分からない。ただ、資産一覧(補助金額も含めた)があると、便利にはなると思う。
- ・ 水道や下水道は企業会計を導入しているので、公でも会計制度を導入できない訳ではないと思うが、廃棄物処理分野は歴史が長いので過去の事実まで把握するのは困難である。
- ・ 小規模な自治体では、廃棄物の担当者が斎場や森林管理など幅広い業務を担っており、廃棄物分野の人件費を算出するのは難しい。基準を仕事量にするのか、勤務時間にするのか、など明確な基準がないと算出できない。

<原価計算について>

- ・ 処理等単価を下げる方向が、全体最適を考えた場合に適切であれば問題ないが、必ずしもそうだとは限らない。その場合に、数字以外の理由を検討する必要がある。
- ・ 集団回収について、奨励金は出しているのがコストとしてはカウントされるが、量は把握していないので、量としてはカウントされない。適切なコストが算定されるのか疑問である。

<貸借対照表について>

- ・ 施設整備の際に起債するか、一般財源で賄うかは、総合的な政策判断によるもので、そのことがB/Sに表現されたからといって、何らかの判断につながるものでもないのではないか。
- ・ 設備整備時点で土地を購入したか、しないかだけの違いで、B/Sに載るか載らないかが決まるのは適切なのか。設備整備時点で土地を購入していなくても、土地という資産を

使用していることには変わりがない。計上しなくても良いのか。

- ・ B/S を作成するのに必要な情報を得るのには大変な手間がかかる。担当者は3年程度で入れ替わっているのに、何十年も前のことを覚えている人自体がない。(それゆえに、一度作成すれば、その後は新規購入固定資産だけ計上すればいいというのは理解容易である。)

<廃棄物会計の活用方策について>

- ・ 拠点回収を増やす方向で検討している。このことがコストの面からどのような変化をもたらすのか、今回検討の算定方法で検討できればしてみたい。
- ・ B/S の活用方法が具体的に分からない。借金体質であることなどが分かるだけではないか。

<廃棄物会計全般について>

- ・ 直営と委託の2区分しかないが、公設民営、管理を公で作業を民で(派遣のような形態)など、多様な形態があるという実態と合っていないのではないか。直営と委託のコスト比較は簡単にはできないのではないか。三重県では PFI を推進しているが、PFI の場合はどのようなになるのか。
- ・ 生ごみ処理機の導入促進を図った場合、可燃ごみから生ごみ分が減少するだけでなく、使えなくなる生ごみ処理機の粗大ごみが増えるなどの影響もある。どこまで、反映させられるのか。
- ・ 生ごみの分別を実施した場合、焼却施設更新時に規模を小さくできるという効果と、堆肥化施設を新設するという影響と、堆肥利用が新たに創出されるという影響など様々な事象がある。どこまで検討できるのか。

<その他の意見>

- ・ 委託すれば安くなるのが明らかな場合でも、そうはできないのが実情である。今の人員で効果的に仕事を実行していくというのが現実的である。正規職員の自然減で対応できれば現場にとって有り難い。
- ・ 収集運搬量が増えても、車両の稼働率が100%でない限り、コストはほとんど増えない。
- ・ 可燃ごみが例えば8万トンから7万トンに減少しても、コスト総額はほとんど変わらないのではないか。単価が増加するだけである。

以上、4度にわたる説明会・意見交換会にてモデル自治体より提示された質疑、意見等を集約し、環境省委員会の場で提示した。その結果、それら意見等について考慮、検討した上で、廃棄物会計基準案の試行モデルが1章に示したとおりにとりまとめられた。